

Q15.近隣トラブルへの不安

Q

不慣れな賃貸住宅での生活や、生活習慣や文化の違い等で、入居者が近隣とトラブルにならないか不安です。

A

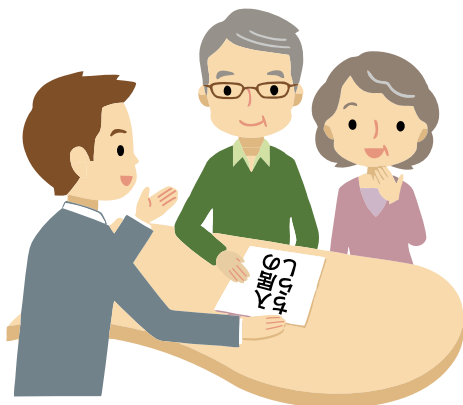
近隣トラブルは、生活騒音のトラブル、共用部分の使用についてのトラブル、ペットに関するトラブル等が考えられます。

これらの解決のために、**入居者に建物の共同ルールや日常生活の留意事項を理解してもらえよう、「入居のしおり」などの作成や配布をしてみましょう。**

実際に近隣トラブルがおこった場合は、まずは話し合いなどにより、当事者間での解決を図るようにしましょう。

家主としては、近隣の苦情をそのまま入居者へ伝えたり、「入居のしおりではこうなっています」と一方的に伝えるのではなく、「このようにしてみてもどうでしょうか」と、日常生活のアドバイスとして伝える方がいいでしょう。

話し合いなどを行ったにも関わらず、入居者が繰り返し建物の共同ルールに違反し、近隣トラブルが解決しない場合は、司法書士会や弁護士会などの法律相談を利用するという選択肢もあるでしょう。



【大阪司法書士会】

大阪司法書士会では、不動産の権利にかかわる問題や暮らしの法律トラブル等の相談について、無料で面談・電話相談を行っています。

【相談窓口】

面談相談・完全予約制

- ・司法書士総合相談センター北（大阪市北区）
（毎週月曜日～金曜日 午後1時30分～午後4時30分）
- ・司法書士総合相談センター堺（堺市堺区）
（毎週月曜日～金曜日 午後1時30分～午後4時30分）
- ・司法書士総合相談泉佐野（泉佐野市）
（毎週水曜日 午後1時30分～午後4時30分）

電話相談・予約不要

- ・司法書士総合相談ホットライン
06-6941-5758
（毎週水曜日 午後1時30分～午後4時30分）
- ※上記相談日は年末・年始、その他休業日は除きます。

[ご予約・お問い合わせ先] 06-6943-6099
（平日午前10時～午後4時）
[HP] <http://www.osaka-shiho.or.jp/>

【大阪弁護士会】

総合法律相談センターでは、住宅・建築に関わる問題をはじめとした様々な法律相談を行っています。原則として、電話またはインターネットでの予約が必要です。



[お問い合わせ先] 06-6364-1248
[HP] <https://www.osakaben.or.jp>